



2019年8月9日

信託業務の兼営認可取得について

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、本日、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第3条に基づき、信託業務の種類および方法の変更に関する認可を取得しましたので、お知らせします。

当行はこれまで、信託代理店として相続関連サービス（遺言信託、遺産整理業務）を提供してまいりましたが、今回の認可取得に伴い、相続関連サービスを銀行本体で取り扱うことが可能となりました。

今後は、銀行・証券・信託の金融サービスをワンストップで提供することにより、お客さまの多様な相続ニーズに適切かつタイムリーに対応いたします。

新たに取り扱う商品・サービスや取扱い開始時期などの詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
プライベートバンキング部 平戸・栗明^{くりあき}
TEL 092-476-2708